

各 位

厚生労働省労働基準局  
安全衛生部労働衛生課

改正粉じん障害防止規則および改正じん肺法施行規則にかかる  
リーフレットの送付について

労働基準行政の運営につきましては、日頃から格別の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

この度、厚生労働省では、粉じん障害防止の更なる徹底を図るため、粉じん作業の範囲拡大と呼吸用保護具使用対象作業の拡大を定めた、粉じん障害防止規則及びじん肺法施行規則の一部を改正する省令(平成24年厚生労働省令第19号)を、平成24年2月7日に公布し、平成24年4月1日より施行することとなりました。

今回の改正の内容は、平成24年2月7日付け基発0207第2号にてお伝えしたところでございますが、この度、改正の内容をまとめたリーフレットを作成いたしましたので、送付させていただきます。

つきましては、貴団体におかれましては改正の内容の周知の際にご利用いただけたら幸いに存じます。

なお、今回の改正内容に関しまして、貴団体の会員の事業場を集めて行う講習会等における担当者からの説明や、広報誌に掲載する原稿の執筆等につきまして、御要望に応じて対応させていただきますので、下記担当までお気軽に御相談いただければ幸いです。(御要望の日程が重なる場合等は、調整させていただきますこととございますので、御了承ください。)

記

(担当者)

〒100-8916

東京都千代田区霞が関1-2-2

厚生労働省労働基準局

安全衛生部労働衛生課

じん肺班 田原 神田

電話 03-5253-1111(内線 5493)

FAX 03-3502-1598

# 屋外で金属をアーク溶接する作業等が呼吸用保護具の使用対象になります。

平成24年4月1日より、粉じん障害防止規則およびじん肺法施行規則が改正されます。

これにより、屋外における金属をアーク溶接する作業と、屋外における岩石又は鉱物の裁断等の作業について、新たに以下のとおりの措置が必要になります。

## ○屋外で金属をアーク溶接する作業について

○ 呼吸用保護具（防じんマスク）の使用

○ 休憩設備の設置

※粉じん作業場以外の場所に休憩設備の設置が必要となります。

○ じん肺健康診断の実施

※常時アーク溶接作業を行う事業場で必要となる措置です。

※屋外でのみアーク溶接作業を行っていた事業場においても実施が必要となります。

○ じん肺健康管理実施状況報告の提出

※常時アーク溶接作業を行う事業場で必要となる措置です。

※屋外でのみアーク溶接作業を行っていた事業場においても実施が必要となります。

## ○屋外で岩石・鉱物を裁断等する作業について

○ 呼吸用保護具（防じんマスク）の使用



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署  
平成24年3月

## 粉じん障害防止措置の追加について

### ○呼吸用保護具の使用が必要な粉じん作業の範囲の拡大

#### ① 金属をアーク溶接する作業を行う場合

これまで、「金属をアーク溶接する作業」を行う場合、呼吸用保護具（防じんマスク）※<sup>1</sup>の使用は、「屋内、坑内又はタンク、船舶、管、車両等の内部に」おいて行うものに限定されていましたが、この範囲が「屋外」において行うものにまで拡大されます。

これにより、屋内屋外を問わず、「金属をアーク溶接する作業」を行う場合には、呼吸用保護具（防じんマスク）※<sup>1</sup>を使用することが必要となります。

#### ② 岩石・鉱物を裁断等する作業を行う場合

これまで、「手持式又は可搬式動力工具を用いて岩石又は鉱物※<sup>2</sup>を裁断し、彫り、又は仕上げる作業」を行う場合、呼吸用保護具（防じんマスク）※<sup>1</sup>の使用は、「屋内又は坑内に」おいて行うものに限定されていましたが、この範囲が「屋外」において行うものにまで拡大されます。

これにより、屋内屋外を問わず、「手持式又は可搬式動力工具を用いて岩石又は鉱物を裁断し、彫り、又は仕上げる作業」を行う場合には、呼吸用保護具（防じんマスク）※<sup>1</sup>を使用することが必要となります。

※<sup>1</sup> 呼吸用保護具（防じんマスク）は、国家検定に合格したものを使用してください。

※<sup>2</sup> 「鉱物」には、鉱さい、活性白土、コンクリート、セメント、フライアッシュ、クリンカー、ガラス、人工研磨材（アルミナ、炭化けい素等）、耐火物、重質炭酸カルシウム（石灰石の着色部分を除去し微細粉末としたもの）、化学石こうなどの人工物も含まれます。

### ○粉じん作業の範囲の拡大

これまで、「屋内、坑内又はタンク、船舶、管、車両等の内部に」おける金属をアーク溶接する作業が、粉じん作業として定められておりましたが、「屋外」で行うものにまで粉じん作業の範囲が拡大されます。

これにより、金属をアーク溶接する作業を行う場合には、粉じん作業場以外の場所に休憩設備を設けることが必要となります。

また、常時アーク溶接を行う事業場のうち、屋外でのみアーク溶接作業を行っていた事業場においても、定期的なじん肺健康診断の実施と、じん肺健康管理状況報告※<sup>3</sup>の提出が必要となります。

#### ※<sup>3</sup> じん肺健康管理実施状況報告について

常時粉じん作業に従事する労働者がいる事業場では、毎年2月末までに、その前年のじん肺健康管理実施状況を記した報告書を、所轄の監督署に提出する必要があります。報告に使用する用紙（様式第8号）は、厚生労働省のホームページよりダウンロードして下さい。

○厚生労働省HP

ホーム＞政策について＞分野別の政策一覧について＞雇用・労働＞労働基準＞事業主の方へ＞安全衛生関係主要様式＞各種健康診断結果報告書

アドレス [http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzeneisei36/dl/18\\_09.pdf](http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzeneisei36/dl/18_09.pdf)

このリーフレットに関する詳細については、都道府県労働局またはお近くの労働基準監督署までお問い合わせください。